

## 前払金及び中間前払金の支払限度額の算定等に係る特約

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される高松市病院局工事請負契約約款及び特則と一体をなす。

(前払金及び中間前払金の支払限度額の算定)

第2条 平成31年10月1日(以下「施行日」という。)以後に工事目的物の引渡しを受ける場合において、施行日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置の適用がないものについて、施行日の前日までに請求を受けた前払金及び中間前払金の支払限度額の算定に当たっては、特則による高松市病院局工事請負契約約款第35条第1項中「請負代金額」とあるのは、「請負代金額(その額に110分の2を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額)を除く。第3項において同じ。)」と、同条第5項中「増額後の請負代金額」とあるのは、「増額後の請負代金額(その額に110分の2を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額)を除く。)」と、同条第6項中「減額後の請負代金額」とあるのは、「減額後の請負代金額(その額に110分の2を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額)を除く。)」と読み替えて、同条の規定を適用する。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第3条 高松市病院局工事請負契約約款第25条第1項の規定による請求があった場合においては、同条第2項中「物価」とあるのは、「物価(社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成24年法律第68号)による改正後の消費税法(昭和63年法律第108号)の適用による消費税の税率の改正による消費税の増加額相当分及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律(平成24年法律第69号)による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号)の適用による地方消費税の税率の改正による地方消費税の増加額相当分を除く。)」として同項を適用する。